

沖縄防衛局防火管理規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局防火管理規則

改正	平成20年4月	1日	沖縄防衛局達第3号
	平成21年4月	1日	沖縄防衛局達第3号
	平成22年4月	1日	沖縄防衛局達第3号
	平成25年5月	16日	沖縄防衛局達第1号
	平成26年4月	1日	沖縄防衛局達第1号
	平成27年4月	10日	沖縄防衛局達第3号
	平成28年4月	1日	沖縄防衛局達第2号
	平成30年12月	1日	沖縄防衛局達第5号
	令和2年4月	1日	沖縄防衛局達第3号
	令和3年4月	1日	沖縄防衛局達第2号
	令和4年8月	9日	沖縄防衛局達第7号
	令和5年3月	31日	沖縄防衛局達第2号
	令和6年4月	1日	沖縄防衛局達第3号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 防火管理機構（第4条－第6条）

第3章 火災予防（第7条－第9条）

第4章 火災発生時の処置（第10条－第13条）

第5章 教育、訓練及び検査（第14条－第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、沖縄防衛局（以下「局」という。）における火災予防、消火及び避難等について必要な事項を定め、火災による損害の防止を図り、あわせて、地震、その他の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するための必要な事項は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（職員の注意義務）

第3条 局に勤務する職員は、常に細心の注意を払い、火災の予防に努めなければならない。

第2章 防火管理機構

(防火管理者)

第4条 局に防火管理者及び副防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、総務部会計課長とし、副防火管理者は総務部会計課管理係長とする。
- 3 防火管理者は、法第8条第1項に規定する業務を行うとともに、局庁舎内（事務室、入札室、会議室を含む。以下同じ。）の所要の箇所に消火設備、警報設備及び避難設備の位置を明示し、職員への周知を図り、守衛室には、別表1に定める非常事態通報要領を掲示し、副防火管理者は、これらに係る業務を補佐するものとする。

(火元責任者)

第5条 局に火元責任者を置く。

- 2 火元責任者及び防火管理区域は、別表2のとおりとする。
- 3 火元責任者は、その担当する防火管理区域における次の各号に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 使用していない電気のスイッチが切られていることを確認すること。
 - (2) 使用していないガスの元栓が締められていることを確認すること。
 - (3) 退庁時における火気及び残火の有無を点検し、安全を確認すること。
 - (4) 灰皿のない場所において喫煙させないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、火災防止のため必要な措置を講ずること。

(自衛消防隊の設置)

第6条 局に自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊は、火災の災害発生時において、速やかに初期消火に努め、かつ、避難誘導等により被害を最小限度にとどめることを任務とする。
- 3 自衛消防隊長（以下「隊長」という。）は、総務部長とする。
- 4 自衛消防隊の組織及び職務の範囲は、別表3のとおりとし、隊長が不在の場合は副隊長がその任務を代行する。
- 5 班長は、担当区域の指揮、統制を行うとともに隊長への報告、連絡を密にする。

第3章 火災予防

(禁止事項)

第7条 職員は、火災予防のため次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 消火栓、防火扉、火災報知機、避難器具等の使用及び避難通路の確保の妨げとなる場所に器物等を置くこと。
- (2) 消火設備、警報設備その他防火管理上必要な設備にみだりに手を触れること。
- (3) 局庁舎内に爆発性又は可燃性の物品を持込むこと。ただし、業務上必要とし防火管理者の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 局庁舎内において、吸いがら入れの備え付けていない場所で喫煙すること。

(火災警報発令下等の措置)

第8条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により局庁舎内において火災発生のおそれがあると認めたときは、その旨を職員に伝達し、火気の使用の中止若しくは制限又は燃焼のおそれのある器物等の移動撤去その他必要な措置を講じなければならない。

(非常持出の指定及び表示)

第9条 局各部の課長等は、重要な書類等で火災等災害発生の際搬出すべきものをあらかじめ指定し、その容器に「非常持出」の表示をするとともに、その名称、所在場所、数量等を隊長に通知しておかなければならない。

第4章 火災発生時の処置

(発見者の処置)

第10条 火災を発見した者は、大声で連呼し付近の者に知らせ、直ちに火災報知機の通報ボタンを押すとともに、消火器の使用等応急の消火処置を講じなければならない。

(自衛消防隊の処置)

第11条 隊長は、火災発生に際しては、隊員を指揮し消防署等への通報、消火処置及び状況に応じた避難処置等適切な措置を講ずるものとする。

2 伝達通報班長は、隊長の指示に基づき、班員を指揮し、消防署等への通報並びに放送施設その他の方法により隊長の指示を各班に、及び火災の発生、避難場所等を職員に伝達するものとする。

3 避難誘導班長は、隊長の指示に基づき、班員を指揮し、火災発生箇所及び延焼状況を判断して適切な避難通路を選定し、迅速、かつ、安全に職員を避難誘導するものとする。

4 消火班長は、隊員の指示に基づき、班員を指揮し、消火器、消火栓等消火設備の使用により初期消火に当たるものとする。

5 警戒搬出班長は、隊長の指示に基づき、班員を指揮し「非常持出」の表示のある書類等を搬出するとともに、搬出された書類等の焼失、盗難等の警戒に当たるものとする。

6 救護班長は、隊長の指示に基づき、班員を指揮し、救護態勢を整えるとともに、その位置を明らかにし、負傷者が生じた場合は、応急手当をし病院への移送又は看護に当たるものとする。

7 車両班長は、隊長の指示に基づき、班員を指揮し、必要に応じ緊急車両の運行に当たるものとする。

(勤務時間外の処置)

第12条 発見者は、勤務時間外に火災が発生したときは、直ちに別表1に定める非常事態通報要領に従い、火災の発生を消防署等及び防火管理者に通報するとともに消火器、消火栓等消火設備の使用により初期消火に当たるものとする。

2 発見者は、消防隊が到達したとき、又はそれ以前に消火不能と判断したときは、できる限り「非常持出」の表示のある書類等の搬出に努めるものとする。

(準用規定)

第13条 本章の規定は、地震、その他の災害発生の場合に準用する。

第5章 教育、訓練及び検査

(防火教育)

第14条 防火管理者は、必要に応じ防火教育を実施し、職員の防火思想の徹底に努めなければならない。

(消防訓練)

第15条 隊長及び防火管理者は、火災等の災害発生時に備えて、職員及び自衛消防隊の隊員に消火、通報及び避難等の訓練を定期的実施しなければならない。

(点検及び整備等)

第16条 防火管理者は、次の各号に掲げる設備の適正管理と機能保持のため、定期的に点検及び整備を実施しなければならない。

- (1) 消火器具
- (2) 避難器具
- (3) 屋内消火栓設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) 誘導灯
- (6) 放送設備
- (7) 非常電源
- (8) 配線

2 防火管理者は、必要に応じ前項の点検、整備及び検査を職員以外の者に委託して、これを行わせることができる。

第6章 雑則

(実施細則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な細目は防火管理者が定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日沖縄防衛局達第1号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日沖縄防衛局達第1号)

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日沖縄防衛局達第1号)

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日沖縄防衛局達第5号)

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年８月９日沖縄防衛局達第７号）

この達は、令和４年８月９日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日沖縄防衛局達第２号）

この達は、令和５年４月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

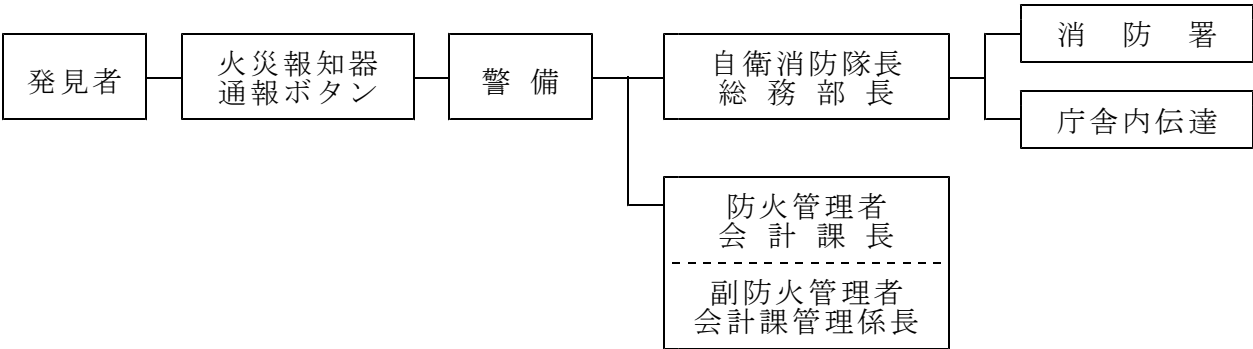
附 則（令和６年４月１日沖縄防衛局達第３号）

この達は、令和６年４月１日から施行する。

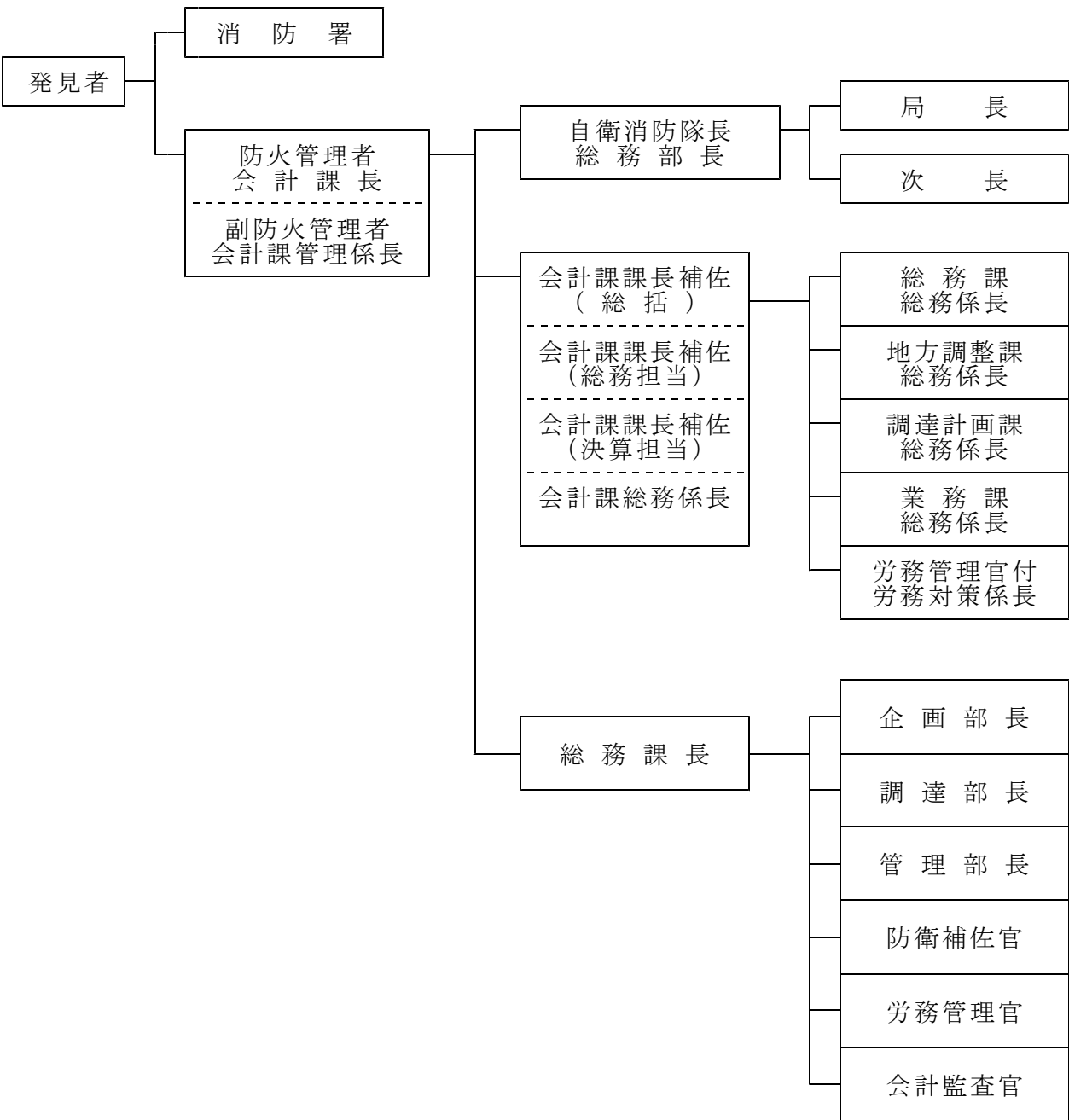
別表 1 （第 4 条 関 係）

非常事態通報要領

【勤務時間中における場合】



【勤務時間外における場合】



別表 2（第 5 条関係）

火元責任者及び防火管理区域

火元責任者		防火管理区域
正	副	
総務課課長補佐（総務担当）	総務係長	課に属する部分、局長室、次長室、総務部長室
総務課課長補佐（人事、厚生、共済担当）	厚生係長	心の相談窓口
会計課課長補佐（総務、会計、資金、管理担当）	総務係長	他の管理に属さない区域全部
	管理係長	
契約課課長補佐（契約、契約審査担当）	契約第 1 係長	課に属する部分、入札室
報道室室長補佐	報道渉外係長	室に属する部分
訟務官	訟務専門官	室に属する部分
地方調整課課長補佐（総務、予算統計担当）	総務係長	課に属する部分、企画部長室、次長室、3 階企画部保管庫
基地対策室室長補佐（基地対策第 1 担当）	基地対策第 1 係長	室に属する部分
移設整備課課長補佐（移設整備第 1～第 3 担当）	移設整備第 1 係長	課に属する部分
連絡調整課課長補佐（連絡調整第 1～第 2 担当）	連絡調整第 1 係長	課に属する部分
<u>地方協力確保課課長補佐（企画調整第 1 担当）</u>	企画調整第 1 係長	<u>課</u> に属する部分
施設対策計画課課長補佐（計画調整、事業対策第 1 担当）	計画調整係長	課に属する部分
周辺環境整備課課長補佐（施設対策担当）	施設対策第 1 係長	課に属する部分
防音対策課課長補佐	防音第 1 係長	課に属する部分
住宅防音課課長補佐（業務	住宅防音	課に属する部分

委託企画・住宅防音第1～第3担当)	第1係長	
調達計画課課長補佐（総務、企画担当）	総務係長	課に属する部分、調達部長室、次長室、3階調達部保管庫
事業監理課課長補佐（施設情報管理担当）	施設情報管理係長	課に属する部分
建築課課長補佐（建築第1担当）	建築第1係長	課に属する部分
土木課課長補佐（土木第1担当）	土木第1係長	課に属する部分
設備課課長補佐（設備第1、第2担当）	設備第1係長	課に属する部分
業務課課長補佐（総務、渉外、業務担当）	総務係長	課に属する部分、管理部長室、次長室、事故補償相談室
施設補償課課長補佐（中間補償、特別補償、漁業補償第1担当）	中間補償係長	課に属する部分
施設管理課課長補佐（行政財産管理担当）	行政財産管理第1係長	課に属する部分、5階国有財産台帳保管庫
施設取得第1課課長補佐	賃借契約第1係長	課に属する部分
施設取得第2課課長補佐（賃借契約第1～第3担当）	賃借契約第1係長	課に属する部分
施設取得第3課課長補佐	賃借契約第1係長	課に属する部分
返還対策課課長補佐（返還対策担当）	返還対策第1係長	課に属する部分
防衛補佐官		室に属する部分
労務対策官	労務対策係長	室に属する部分

別表 3（第 6 条関係）

自衛消防隊組織表

隊	班		職務の範囲
	班長	班員	
隊長 （総務部長） 副隊長 （総務課長） （会計課長） （地方調整課長） （調達計画課長） （業務課長）	伝達通報班 （総務課課長補佐 （総括））	伝達担当 （総務課企画係長、 同係員）	隊長の指示の各班への伝達
		通報担当 （報道渉外係長、 同係員） （会計課管理係員）	1 消防署等への通報 2 火災等の発生、 避難指示等の職員 への伝達
	避難誘導班 （会計課課長補佐 （総括））	避難誘導担当 （各部各課職員各 1 名）	職員の避難誘導
	消火班 （会計課課長補佐 （総務、会計、資 金、管理担当））	消火担当 （各部各課職員（各 課 1 係））	消火器、消火栓等による初期消火
	警戒搬出班 （総務課課長補佐 （企画・文書担 当））	警戒担当 （各部各課職員（各 課 1 名））	焼失、盗難予防の警戒
		搬出担当 （各部各課職員）	非常持出物件の搬出
	救護班 （総務課課長補佐 （人事、厚生、共 済担当））	救護担当 （総務課厚生係長 及び同係員・総務 課共済係長及び同 係員）	負傷者の応急手当、 移送等
	車両班 （会計課課長補佐 （決算、出納、審 査担当））	車両担当 （会計課総務係長）	緊急車両の運行